

平成26年度三重県教育改革推進会議第2回第2部会 議事録

日 時 平成27年1月15日(木) 13:30～16:30

場 所 ベルセ島崎 「花菖蒲」

出席委員 栗原 輝雄(部会長)、小野 芳孝、佐藤 美保子、西田 寿美、沼口 義昭、
東 博武、山川 紀子 (敬称略)

事務局 副教育長 信田 信行、
教職員・施設担当次長兼総括市町教育支援・人事監 福永 和伸、
学習支援担当次長 山口 颯、育成支援・社会教育担当次長 長谷川 耕一、
研修担当次長 中田 雅喜、教育総務課長 荒木 敏之、
学校防災推進監 清水 英彦、教育改革推進監 宮路 正弘、
予算経理課長 中西 秀行、教職員課長 梅村 和弘、学校施設課長 釜須 義宏、
高校教育課長 長谷川 敦子、小中学校教育課長 鈴木 憲、
学力向上推進監 山田 正廣、特別支援教育課長 東 直也、
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子、生徒指導課長 田淵 元章、
子ども安全対策監 倉田 幸則、人権教育課長 小松 貞則、
人権教育監 松村 智広、保健体育課長 阿形 克己、
研修企画・支援課長 谷口 雅彦、研修推進課長 松井 慎治
特別支援教育課長補佐兼班長 森井 博之、教育総務課班長 辻 成尚

1 挨拶

(事務局：宮路教育改革推進監)

ただ今から、三重県教育改革推進会議第2回第2部会を開催します。

本日は、太田委員、亀井委員、森喜委員がご欠席です。また、東委員は、公務の都合により1時間程度遅れる旨、連絡をいただいております。

机上には、事項書に加え、資料1から6、及び三重県教育ビジョンの冊子を配付させていただいております。不足等ございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、お詫びですが、事項書と座席表の日付について、平成26年は平成27年の誤りです。訂正をお願いします。

それでは、ここからは栗原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(栗原部会長)

それでは、ただ今から、第2回第2部会を始めさせていただきます。

事項書を見ていただきますと、今日の議題は大きく分けて2つです。

まず1つは、「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」の最終案についてご協議いただくということです。もう1つは、「次期三重県教育ビジョン(仮称)」について第2部会での検討を依頼されております。これは前回に引き続きの議題になります。

資料は事前配付いただき、お目通しいただいているかと思しますので、いろいろご意見をいただければと思います。

進め方としては、まず、この「特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案についてから入らせていただきたいと思います。この推進会議でこういう案をつくりましたので、いろいろな方面の方からいろいろなご意見をいただきたいと思いますということで、パブリックコメントを募集しました。その結果も踏まえて、今日はいろいろご協議いただくこととなります。この「特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案については、2月4日の全体会でもご協議いただき、最終案を作成していくという段取りになっています。ぜひ活発なご協議をお願いしたいと思います。

もう一つ、大きな議題としまして、次期教育ビジョンについて、第2部会において検討を依頼されているものがあります。事項書の下の方の配付資料を見ていただくと分かっていただけるかと思いますが、重点取組の方針と関連する施策について、いろいろとご意見を賜りたいと思います。

限られた時間の中で協議を進めていかなければいけない状況です。特別支援教育に関しては、これまでもずっと協議してきていますので、おおよその時間配分として、40～50分間ぐらいでご協議いただければありがたいと思います。

そして、もう1つのほうに主に時間をかけてご協議いただければありがたいと思っています。途中、休憩をとる予定で進めさせていただきます。

それでは、1番目の「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）最終案について」について、事務局から説明願います。

2 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）について

（事務局：東特別支援教育課長）

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案について提案させていただきます。

それに先立ち、まず、先ほどご紹介いただきましたパブリックコメントの結果概要について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

昨年9月にご審議いただいたこの計画の中間案について、10月8日から11月7日までの1ヵ月間、パブリックコメントの募集を行いました。その意見の内容ですが、合計で34名の方から130件のご意見をいただいております。それらのご意見を項目別に示したものが1ページ目の（3）の表です。

項目の特徴としましては、「インクルーシブ教育システム」についてたくさんのご意見を頂戴しております。1の「現状と課題」のところにも同じくインクルーシブ教育システムの考え方を記載しておりますが、このことについてのご意見が多かったのかと思います。その他、主だったものとして、3の「特別支援学校における教育の推進」の中の「キャリア教育」、あるいは、5の「高等学校における特別支援教育の推進」の中の「発達障がい等のある生徒への対応」について、たくさんのご意見をいただきました。

2ページに移ります。いただいたこれらのご意見に対する対応の状況です。たくさんのご意見を頂戴しましたが、概ね県が示している方向性と同じような考えで、ぜひそれを進めてほしいといったご意見が多く、既に反映しているもの、あるいは一部反映しているもの、そういったご意見をたくさん頂戴したと考えています。

その中で、（5）の①「最終案に向けて検討する」ということで整理させていただいたものが

大きく3点ありますが、これについては、この後、説明させていただきたいと思います。

2ページが一番下の「今後の予定」ですが、この後、2月4日の全体会で最終案をとりまとめいただき、3月10日に教育警察常任委員会で協議いただきます。そして、3月23日、教育委員会定例会において計画の策定という形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、パブリックコメントのご意見の主だったものを最初に説明させていただきます。

3ページをお開きください。この記載の中で項目のところに中間案の該当ページ番号を記載しております。委員の皆様にご覧させていただきました最終案と見比べますと、若干ページ番号にずれが出ておりますが、それについてはご了承いただきたいと思います。

3つの「検討を要する」という内容のところですが、4ページが一番上の通し番号の6番、この計画の中では「早期からの一貫した支援」ということで、就学前の時期について「早期」という言葉を使っておりました。いただいたご意見の中には、「乳幼児期」としたほうがいいのではないかというものもありましたが、事務局の考えとしては、「早期」のほうがより期間が長い、あるいは「乳幼児期」というふうに限定するのではなく、例えば聴覚障がい等に関しては、スクリーニング等を含め出生後すぐに対応をしている場合もありますので、「早期」のほうが適切であると考えております。できましたら、これらの考えについても、この後でご意見をいただければと思っています。

あと、検討を加える項目として、5ページの通し番号の12番で、保護者理解あるいは周りの児童の理解について、これまでもいろいろなご意見を頂戴してきましたが、地域の理解という視点も大事ではないかというご意見も頂戴しました。これについては、事務局としては加筆をしていく方向で整理したいと考えています。

9ページをお願いします。通し番号の27番です。高等学校の特別支援教育に関してのところですが、企業等への理解という視点も大事ではないかというご意見を頂戴しました。これについても、加筆の方向で考えていきたいということで、最終案に反映させていただきました。

11ページ、通し番号の41番です。ここも説明をする度にご意見をいただくところですが、学校整備にかかわって、「●年度」のままになっています。これについて若干説明をさせていただきます。整備年度については、予算等の関係で、現在、関係部局との調整を進めているところですので、計画の策定までには記述するというところで、最終案の現段階においても「●年度」のままにしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと考えています。

12ページをお願いします。計画とは直接関係のないところですが、寄宿舎の整備に関わるところで、寄宿舎で勤めていただく寄宿舎教員の採用試験についてのご意見を頂戴しました。これについては、「実施することとしています」と回答しておりますが、正確には、昨年12月21日に実施をしておりますので、新たに文言を追加するというところでこの場でご報告させていただきます。

いただいたパブリックコメントに対する主な回答は以上です。

これらのご意見を基に最終案の検討をさせていただきました。ここで、資料2をご覧ください。

このパブリックコメントでいただいたご意見をもとに県庁内の各関係部局と最終調整を図りました。そこで、最終案に反映した項目は全部で9カ所ございます。それをまとめたものが資料2です。この資料2と資料3の最終案への変更内容、別冊のほうを併せてご覧ください。それらに基づいて説明させていただきます。

まず、最終案、別冊の4ページをお開きください。4ページが一番下です。中間案の段階では、

「地域の実情に応じた支援ネットワークの構築」という書き方をしておりましたが、ここについて若干文言の整理をしました。特に教育委員会が今、策定に向けて検討を進めておりますこの「特別支援教育推進基本計画（仮称）」のほかに、健康福祉部のほうでは「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の中間案の検討が行われております。同じような内容で計画に載る部分もありますので、文言についてもこの両方の計画の整合性を図る必要があります。その観点も意識しながら字句修正をさせていただきました。したがって、「卒業後の地域生活支援体制の整備など地域の実情に応じた支援のためのネットワークの構築」というように文言の一部修正を加えました。

2つ目の修正箇所ですが、12ページをお開きください。健康福祉部のほうから「訪問教育」についてもう少し記載が必要ではないかという意見をいただきました。そこで、アンダーラインのところ、「また」以下になりますが、「また、障がいの状態により、通学による教育が難しい児童・生徒には、訪問教育を実施しています」という一文を挿入しております。

それに合わせて、脚注に「訪問教育」の語句説明を新たに通し番号10番として加えました。これが3つ目の変更です。

続きまして、14ページをお開きください。14ページに資料7として、県立特別支援学校の教育部門、在籍者数及び配置図をまとめました。中間案のときには、もう少し大きな地図で2ページにわたってこの資料を載せておりましたが、1つの表にまとめてコンパクトにさせていただきました。これが4つ目の変更です。

5つ目の変更は16ページです。上から4行目、企業への理解、啓発の必要性をパブリックコメントの中でもいただいております。したがって、4行目、「企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます」という一文を挿入しました。

次に、6つ目の変更ですが、21ページをお開きください。「盲学校と聾学校のあり方」のところの一番下です。「必要に応じて教育課程や学科の改編を進めるとともに」ということです。中間案では「検討するとともに」となっていましたが、文言整理をさせていただいて「進める」としました。教育課程の改編等については、これまでも取り組んできていますので、より今の実態に即した形で、今から始めるのではなく今後も引き続き進めていくということで、「進める」という文言を使っております。

次に、7つ目の変更ですが、29ページをお開きください。「体制整備状況調査の結果」を載せています。この計画検討期間に文部科学省の調査を行いました。その速報値が出ましたので、平成26年度分について追加をしております。

8つ目の変更です。32ページをお願いします。就労にかかわっての企業への啓発あるいは生徒理解における観点で、高等学校における特別支援教育の推進のところで、新たに3行の文を挿入しております。「また」以下のところです。「また、特別支援学校が企業等に対して障がいのある生徒の理解啓発を行う際に、高等学校の発達障がい等のある生徒の理解啓発についても併せて取組を進めます」という一文を挿入しました。

最後、9つ目の変更は34ページです。小中学校と同様に高等学校における体制整備状況調査、これについても平成26年度の速報値をグラフで示しました。

以上が、中間案以降、パブリックコメントでいただいたご意見、庁内の関係部局及び関係課、関係機関等にも意見照会させていただいたものを基にまとめた変更点です。

以上、最終案の概要について説明させていただきました。これについてご意見を頂戴できたらと思います。よろしく申し上げます。

(栗原部会長)

今、お聞きのとおりです。パブリックコメントの一つ一つのご意見に関しては細かく出ております。それをいろいろ整理していただいたところで、事務局としては、こういう部分に関して文言の変更、あるいは新たに挿入したほうがいいのかというようなことも含めて、前回の案に更に手を加えていただいています。資料3がその最終案になります。どこからでも結構だと思いますが、皆様から幅広くご意見をいただけたらと思います。どなたからでも結構ですのでよろしくお願い致します。

では、お考えいただいている間に、差し支えなければ事務局に感想を聞きたいのですが、全体的にいろいろご意見がありましたし、検討の課題となるところもありましたが、私が読ませていただいた限りでは、「こういう計画で進めていってください」という賛同のご意見が多く、これはだめだという感じのご意見がたくさん出てきたわけではないように思えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

(事務局：東特別支援教育課長)

この130件のご意見について、私たちもしっかり読ませていただきました。そのほとんどがインクルーシブ教育システムについての考え方に関わる場所が多かったかと思っております。インクルーシブ教育システムは、障がいのある人と障がいのない人が共に生きる共生社会づくりに向けてという観点で、さしずめ学校の中でどのような教育をどのような場面で今後推進していくかという考え方です。ここに書いてありますように、「多様な学びの場を整備する中で、児童・生徒一人ひとりの実態に即して、適切な場所で適切な指導を行っていきましょう」という考え方です。

この考え方は、三重県の場合は、従来からこの方針で取り組んできたということもありますので、今、部会長がおっしゃっていただいたように、この方向性について特にここで再考を求めるようなご意見はなかったと思っております。

ただ、いろいろな実態のある児童・生徒の指導の中で、現場の先生方のご意見が多かったのですが、ご苦勞をかけている状況は当然私たちも理解していますが、その辺の状況を踏まえて、もう少し人が欲しいといったようなご意見はあったと思っております。しかし、目指す方向そのものは、事務局も現場も特別支援教育に関わる人たちの考えは同じところにあるのだろうと思っております。

併せまして、ハード面の整備だけではなく、ここで教員がもう一度立ち返って、指導の中身を充実していく必要性についても、かなり多くのご意見を頂戴したと思っております。特にそういったソフト面の充実に向けて、これから一層具体的な施策を私たちが展開していく必要があると感じているところです。

(栗原部会長)

それでは、委員の皆様、どなたからでもご意見をいただけたらと思います。最終案としてパブリックコメントでいただいたご意見を反映させ、中間案からこのように追加や修正がされているということで、これでいいかどうかということも含めてご意見いただければと思います。

(佐藤委員)

私は、今年からこの第2部会に入れていただいたので、昨年度の話し合いは分かりませんが、読ませていただき、また本日の説明を聞かせていただき、特に問題は浮かんでこないのも、よろしいのではないかと考えています。

(西田委員)

理想的な「こうあるべき」という姿が書かれていますが、具体的な取組については、努力しないと難しいと考えています。そもそも「障がい児教育」から「統合教育」になって、「インクルーシブ教育」になってという、やってきた歴史の中で起こった問題点をより良いものにして、元に戻らないようにするというのは大切なことだと思います。それが一人ひとりのニーズに応じた教育をそれぞれの地域で行うことにつながっていけばいいと思います。

ただ、現実的にはなかなか難しく、先生たちにたくさんの過大な要求が向いてしまい、結局、モンスターペアレントとか、保護者の気持ちがどんどん尖っていくのではないかと考えています。そういう対応については、個々では難しいので、学校全体やチーム体制で子どもたちを見ていくという視点に立ち返ればと思います。私たち病院も一人ひとりが受けて立つと力量の差もありますし、孤立してしまうといけませんから、そういう組織的な対応の視点が本当に大切だと思っています。

それから、今、障がい者の就労率を上げるという前向きな状況になってきていることも嬉しいですが、やはり企業の障がいのある人に対する理解というのはなかなか難しく、一方では地域でいろいろ先進的にやっている企業の人たちを呼んで講演をされています。そういう人に聞くと、理解は進んでいるが、現実には企業がそれを取り入れていなくて、どうしても採算性を要求することになっていて、その間をつなぐ福祉の場所がないということです。これについては、保護者以外に、本人が要求することは難しいと思います。

それから、平成27年度ぐらいに障がいがありながら働いている人たちの困り感に寄り添うのは企業の責任であるといった障害者権利条約により全部視点が変わってきます。それを実現するような取組を求めていかないと、「雇ってやっている」という今の考えは変わっていくべきだと思うので、そのことを強調してほしいと思いました。そういうところもはっきり入れてもらって、例えば、16ページの「企業等に対して業務内容等のニーズの把握や理解啓発を進めます」ということが具体的にどう取り組まれていくかが課題だと思います。

(栗原部会長)

今、西田委員がおっしゃった就労の問題に関しても、社会全体で考えていかなければいけないというあたりは、文言の中にも入れ込んでいただいているところもあるという感じがしますが、全体としていかがでしょうか。

(西田委員)

全体としては、私も前の「三重県における特別支援教育の推進について」の策定の時も関わりましたが、やったことに対する意見の集積が進んできたとは思っています。それで、表現されていることが「ニーズに応える」ということが中心になってきたことは嬉しいですが、現実の場面とのギャップみたいなものをいつも感じているので、関わる者はそれぞれ努力しなければいけない

と思います。

(栗原部会長)

とりあえず一通りご発言いただこうかと思いますが、小野委員、何かございましたらお願いしてよろしいですか。

(小野委員)

この基本計画全般、パブリックコメントも含めて、更に充実した内容にもっていくとよいと思います。特別支援教育課のほうで苦勞してもらったことで、評価できるものとなったのではないかと考えています。

ただ、西田委員も言われましたが、この基本計画をいかに実効性のあるものにしていくかということについては、県教育委員会は県教育委員会で、これに基づいて有効な施策を打ち出してもらおう。それに基づいて、特別支援学校、県立高校も教員の意識をさらに高めて、組織としてスキルアップを図っていく。そうした中で取組を進め、この計画が実効性のあるものにしていくことが、今後の大きな課題ではないかと考えています。この基本計画自体は非常によく練られたものであると評価しています。

(山川委員)

この基本計画の内容については、前年度から協議してきたことがかなり反映されていると思いますし、総論という形で見ていけば、非常にいいものになっているのではないかと考えています。

それから、パブリックコメントのほうで、11ページの質問番号の39や40の「教員の専門性の向上」というところでいただいたご意見で、特別支援学校の教員免許の保有や研修に対して、特別支援学校の教員免許状を保有している方については、特別支援学校枠で採用するという書き方をしています。これは半分質問でもありますが、特別支援学校の先生が特別支援学校の教員免許状を持っているのは非常に大切なことだと思いますが、パブリックコメントにあるように一般の小中学校の特別支援学級とか取り出し授業といったことを担当する先生についても特別な支援を必要とする児童生徒に対しての教育というものをベースとして、これは大学でのことになるのかもしれないですが、ぜひ広めていただきたいと思います。あるいは、採用されて間もない若い先生などは、学級経営自体が大変だと思いますので、特別な支援を必要とする児童生徒とのかかわり方をどこかで習得していただく機会を見つけていただくと、専門性を高めるのに役に立つのではないかと考えています。

こんなことを言うと失礼かもしれませんが、患者さんのことでときどき学校の先生とお話をしますが、かなりキャリアを積まれた先生に考え方を覚えていただくのはなかなか難しいところがあります。ですので、若い先生にソーシャルスキルトレーニング的な指導のことについて学んでいただく機会を増やしていただくことを意識していただけたらと考えております。もし可能であれば、そういうことをどこかに入れていただくと、さらにいいと思います。

(栗原部会長)

今、山川委員から出されたご意見に関して事務局から何かコメントはありますか。

(事務局 中田研修担当次長)

教職員の資質向上あるいは専門的なスキルアップの部分ですが、それぞれの先生が自らの課題を踏まえ、研修を受けられるような工夫を行っています。例えば、テーマ別研修として、10講座を開講し、初歩的なクラスづくりの中での特別支援教育の指導のあり方や、発達障がいのある児童生徒とのコミュニケーションの取り方、人と人とのかかわりを支援する方法といった一般的な研修から、コーディネーターや特別支援学校の教員等を対象とした吸痰行為などの医学一般研修という、かなり専門的な研修も実施しています。

さらに、今ご提案いただきましたソーシャルスキルトレーニングなどもネット研修において、1本あたりの時間としては1時間のものを12講座用意しています。先生方が忙しい中でも自分の都合のいい時間で何回でも何本でも見られるよう工夫をしています。

また、市町教育委員会と連携して、特別支援教育に係る研修を7講座、実施しています。

教職員の研修については、より学校現場のニーズに応じた研修となるよう内容の記載については検討させていただくことになろうかと思えます。

(栗原部会長)

山川委員、よろしいでしょうか。そういうことで、現に教員としてお仕事をされている方に関しては、研修センターが中心となって、これは随分前からいろいろやっていますが、かなりきめ細かくプログラムを立てていただき、研修をやっているということですが、

それと、もう一つ、山川委員がおっしゃった中で、これから教員になっていく人たちに対しての研修はどうするのかということは大きな課題だと思います。おそらく大学でも教員養成の学部の中では、特に発達障がいのあると思われる子どもたちが通常の学級の中にも多くいることから、学校教育全体の中ですべてが特別支援教育という捉え方をすることが非常に大事になってきています。教員になる以上は、発達障がいに関しての基本的なことについては、免許を取るための必要な科目として設けていくという動きが既に出てきておりますし、国の審議会等でも方針として出しているのではないかと私は理解しています。

(沼口委員)

冒頭にありました「早期からの一貫した支援」という表現についてですが、私は、県教育委員会の考え方でぜひ早急をお願いしたいと思います。

それから、今さらに申し訳ないですが、「教育的ニーズ」という言葉がここに多く書いてありますが、この「教育的ニーズ」という言葉は、子どもが自分で表明しているニーズなのか、そうではなくて指導者が把握している、あるいは指導者が考えるその子に関してのニーズなのか、よく分かりませんが、どちらにしても何度も聞いていると、ニーズがないところに教育はない、それ以上の教育はしませんというふうに聞こえて仕方がありません。

例えば17ページの⑥ですが、「必要に応じて教育課程や学科の改編を検討するとともに、福祉分野との連携においても・・・」と、わざわざ福祉分野というふうに表現していますが、福祉分野でないといけないのかと思います。ですから、ニーズがあるとかないとかということではなく、私は、子どもに刺激を与えてもらいたいのです。これはどの子どもに対しても一緒ですが、福祉分野と言うのであれば、例えば法律分野、今の世の中でいえばIT分野、英語の分野、音楽の分野、あるいは普通の社会生活等と考えても悪くないと思いますが、乳幼児はどうかよく分かりま

せんが、小学部やその上の中学部、高等部において、教育的ニーズがないといけないというようなイメージが頭にすり込まれてしまいます。ニーズがなくても刺激を与えていただくのが教育ではないかと私は思います。発達障がいのある子どもが1.5倍や2倍になるような時代ですが、できれば子どもたちを社会で活躍させたいと思っています。企業に合わせるのも大事ですが、子どものニーズがなくても刺激を与えて、そこに才能を見出し、IT企業や法律分野、あるいは教育分野といった就職先が広がるような教育をぜひお願いしたいと思います。

(栗原部会長)

このあたりは非常に大事なことだと思いますが、私はもう少し違う捉え方でずっと見てきました。部会長があまり意見を言わないほうがいいのですが、教育問題のことで今までずっと仕事をさせていただいてきましたので、少しお時間をいただいて、私なりの考え方を言わせていただきたいのですが、よろしいですか。

ニーズというものの捉え方ですが、いわゆる障がいのある子どもの「教育的ニーズ」というときには、障がいがあることから生じてくる学習上とか、社会生活上とか、その他いろいろな面に出てくる本人の思うに任せない状態をどうしたら軽減できるか、あるいは除去できるかという、どちらかといえば障がいと関連したものとして往々に表現されます。

しかし、私は、まずいわゆる障がいのある子どもをどう捉えるかということからしっかり押さえておかなければいけないと思っています。要するに、障がいのあるなしにかかわらず、まず一人の子ども、一人の人間ということから考えていかなければいけないと思います。

そうしますと、障がいがあるが故にこうしてほしいとか、こうなりたいたかなどありますが、まずは一人の人間としてこうありたい、こう生きたい、あるいは、周りの人から他の人と同じように愛されたい、自分も大切な人間だと思いたいし、周りの人からもそう思ってほしいといった人間としてのニーズが当然関連してきます。今、沼口委員がおっしゃったように、いろいろな刺激を与えてもらって自分自身の秘められた力が出てくることで興味・関心が高まり、それが将来につながっていくようなこととかも含めて、ニーズというものは、一人の子どもとして、一人の人間としてということからしっかり押さえていかなければいけないと考えています。

沼口委員のおっしゃることは、ひょっとしたら障がいとあまりにリンクしすぎた捉え方をされているのではないのでしょうか。そこのところをもう少し変えて、基本にはまず一人の子ども、一人の人間ということから改めて捉え直していき、それに応えていくのが教育だという考え方でご理解いただけると、少し違った捉え方をしていただけるのではないかと考えています。

限られた時間ですので、そろそろもう一つの大きなテーマに話を進めていかなければならないのですが、佐藤委員いかがですか。先ほどは非常にコンパクトにご意見をおっしゃっていただきましたが、いろいろお話を聞いていただいたところで、思うことが何かおありでしたら、ご発言いただきたいと思います。

(佐藤委員)

この修正等された部分はこのままで、先ほどおっしゃっていただいたとおりです。

私はNPOをやっております、作業所などをやっておられるNPOの関係の方との交流もよくありますが、就労の問題は非常に難しい問題だと本当によく聞きます。ここに書かれていることが実現して、企業に「雇ってもらえる」という言い方はよくないと思いますが、そういった状

況になっていくといいと、切に願っています。

(栗原部会長)

そうしましたら、委員の皆様にご改めしてお伺いしたいのですが、パブリックコメントという形でいろいろな方からいろいろな方面についてのコメントをいただきました。

それに対してこの「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案については、今までの考え方から落ちていたところがあったかもしれない、言葉としてうまく表現できていないといったところがあったかもしれないということで、文言を加えたり、修正したりしていただいています。

この最終案について、委員の皆様方には基本的に合意いただけたと考えてよろしいでしょうか。まず、そここのところを聞かせていただきたいのですが、よろしいですか。

さらに、もう少しこういうところを検討いただきたいというご意見なども、先ほどいろいろな言葉で出ていました。そういうことを含めて、あるいは今日ご欠席の委員の方々からもご意見がさらに出てくれば、また事務局のほうで検討していただくことにしてよろしいでしょうか。また、今日は言えなかったけど、時間をおいて考えたらこのことも取り組んでもらってはどうかというようなことが何か出てきましたら、2月4日に全体会がありますので、できるだけ早い時期に事務局までお寄せいただくということで、この基本計画の最終案について、この場でご了解いただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

事務局のほうでも、今のような形でさらにご意見などが出てくるようでしたら、そのことも含めて、最終案に反映するよう対応させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：宮路教育改革推進監)

中身にもよりますが、できると思います。

(栗原部会長)

特別支援教育課のほうから何かございますか。特によろしいですか。

それでは、この基本計画の最終案に関しては、基本的にここに書いていただいた内容で了解されたということにさせていただき、次の事項に移らせていただきます。

次期教育ビジョン（仮称）についてです。まず事務局から説明願います。

3 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」について

(1) 重点取組方針（仮称）について

(事務局：宮路教育改革推進監)

まず、重点取組方針を今から説明させていただきますが、その前に資料4をご覧ください。前回の第1回第2部会でいただいたご意見の概要について、施策ごとにまとめております。細かく確認はいたしません、いただいたご意見については、今後、施策の取組の中身を記述していく際に反映していきたいと考えております。本日のシート等にはまだ反映しておりませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。また、資料5は、前回出したものと同じスケジュール表でございます。確認のために添付しております。

それでは、資料6をご覧ください。まず、表紙にあります「重点取組方針（仮称）」の3つの項目についてご説明します。

1枚めくっていただいて、本日ご審議いただくところに★印を付けてあります。重点取組方針の「学校スポーツの充実」、「特別支援教育の推進」、「誰もが安心できる学び場づくり」という3つの重点取組方針について、本日ご意見をいただきたいと思います。また、その後、施策のほうでは、★印の部分についてご意見をいただくということをお願いしたいと思います。

その隣の1ページですが、今回初めて重点取組方針の中身を少し記述しました。シートの見方ですが、「取組の背景」から「方針」、「取組内容」、そして「数値目標」、「個別目標」という形で示すことを考えております。数値についてはまだ入れておりませんが、目標までおおむね入れた形で今日、提案したいと思います。

それでは、2ページをお願いします。

まず、1つ目としまして「学校スポーツの充実」です。取組の背景としましては、平成30年度に三重県を中心とした東海ブロックで「全国高等学校総合体育大会」を開催すること。また、平成32年に「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、平成33年には「国民体育大会」「全国障害者スポーツ大会」の三重県開催が予定されているということ。これらの大会を契機として、学校スポーツを充実させる必要があるということです。

「取組の方針」としまして、1つ目に学校運動部活動を活性化しよう普及と指導力向上に取り組んでいくということ。2つ目にこういう全国大会を契機に中高校生の技能の向上、それから、子どもたちが夢や目標の実現に向けて創造性やチャレンジ精神を育てていくということ、生涯を通じてスポーツに親しむ資質や能力を培っていくということ。3つ目として、大会への多様なかわりを通してスポーツへの関心が高まるよう取り組んでいくことを考えています。

主な「取組内容」については、項目だけ申し上げます。(1)としまして、学校運動部活動の活性化と指導力向上ということで、①から④のような取組を考えています。(2)としまして、全国学校体育大会の開催を契機とした学校スポーツの充実ということで、これについても①から④に示すような内容を考えています。

そして、「数値目標」としまして、現段階では全国大会での入賞者数を全体の目標としていません。個別目標につきましては、取組内容に対応したのが目標になっています。今のところ、1つ目が運動部活動の加入率、2つ目が全国高校総体実施種目数としています。

なお、1点お断りですが、前回の会議のときに、体力についても重点で扱うべきではないかというご意見をいただいております。今、入れる方向で検討中でして、さらに加えていきたいと考えています。また、この教育ビジョンについては、全庁的に関係部局等にも協力を得て、いろいろな取組を入れていきたいと考えています。現状としては教育委員会が書いたものがほとんどですが、今後、他部局での取組の記述を入れていくこととなりますので、場合によってはシートの構成や内容が変わってくるということも含んで今日はご意見をいただきたいと思います。以上が1つ目の「学校スポーツの充実」です。

次に2つ目の重点取組として、4ページの「特別支援教育の推進」です。「取組の背景」としましては、主にはインクルーシブ教育システムの推進と、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、子どもたちの自立と社会参加に向けた力を育む必要があるということで、重点的に取り組んでいきます。

「取組の方針」として、障がいのある子どもの自立と社会参加を実現するために、早期から一

貫した支援を推進すること。また、キャリア教育を推進すること。特別支援学校の施設整備の充実を図ることを方針の3つに掲げています。

「取組の内容」としては、1つ目に「早期からの一貫した支援の推進」、2つ目に「特別支援学校のキャリア教育の推進」、3つ目に「特別支援学校の整備」をあげております。

「全体の目標」として、小中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画の策定率ということで、策定している学校の割合を表わすように考えています。個別目標としては、1つ目にパーソナルカルテが活用されている小中学校の割合。2つ目に県立特別支援学校卒業生の事業所就労率、3つ目に先ほどの「特別支援教育推進基本計画（仮称）」に基づいて整備された学校数ということをおあげしております。

これは、見ていただいたように、先ほどの基本計画の中から、重点取組も施策も取り出してきていますが、特に施策からこの重点へ何を持ってくるかについての意見をいただければと思います。

続いて、3つ目の重点取組として、6ページの「誰もが安心できる学び場づくり」です。「取組の背景」としまして、ご承知のように災害等が多発している中で子どもたちの命を守るため、防災教育、防災対策を一層充実する必要があるということ、また、いじめの問題、貧困の連鎖などの課題を踏まえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があるということです。

「取組の方針」として、1つ目に防災教育・防災対策を推進し、子どもたちの安全の確保を図ること。2つ目に学校施設の防災機能の強化を図ること。3つ目にいじめや暴力を許さない子どもたちの育成と組織的な指導体制の確立を図ること。4つ目に家庭の経済的な環境等で子どもの将来が左右されることのないよう、教育の機会均等を図ることです。

「取組の内容」として、「防災教育・防災対策の推進」、「いじめ対策の推進」、「教育機会の均等」ということを記述しております。

「数値目標」としては、全体目標として学校生活に安心を感じている子どもたちの割合ということをお置いております。個別目標としては、1つ目に公立学校における非構造部材の耐震対策実施率、2つ目にいじめの認知件数に対して解消したものの割合、そして、3つ目の教育機会の均等に係る目標については、現在検討中でまだ具体的なものが出ておりませんので、このような記述をさせていただいています。

重点取組方針については、以上です。

(栗原部会長)

今、重点取組を3つあげていただきましたが、どの項目に関してでもよろしいかと思っておりますので、できる限り皆様からいろいろなご意見を頂戴できたらと思っております。

小野委員、高等学校の関係でいろいろあると思いますが、いかがでしょうか。

(小野委員)

2ページ3ページの件で質問があります。主な取組内容のところには個別目標が定められているということで、3ページの個別目標の「高校運動部活動の加入率」というのが、2ページの「学校運動部活動の活性化と指導力向上」ということにリンクしているということになります。活性化という面でいった場合は加入率があるのですが、指導力向上についてはどういう表し方をするのか。事前に読ませていただいて疑問に思いましたので、それについてお答えください。

(事務局：阿形保健体育課長)

この数値目標における個別目標の加入率というのは、活性化の中での代表的な指標として捉えてください。指導力の向上というのは、全体目標の中の「全国高校総体などの入賞者数」に反映されていると捉えてください。つまり、加入率が上がるということは、県内の高等学校の運動部活動が盛んに行われて活性化が図られているということ、指導力が向上すると入賞者数も増えるだろうということ、というように見ていただければと思います。

(佐藤委員)

「誰もが安心できる学び場づくり」のところでお話しさせていただきます。私は仕事上、ネットに非常に強く関わっているのですが、ネットにおけるいじめ等のトラブルの未然防止ということに非常に強く関心があります。このいじめに対してですが、今、いじめのほとんどにネットが関わっていると言われております。学校でもスマートフォンの使い方講座や安心・安全講座などをたくさん開催していただいているのも存じております。

ただ、いつも私が気になっているところは、パワーハラスメントの研修の講師をされている方とかが私の周りにいるのですが、そういった研修を行うときに、「こういったことをやってはだめです」という内容の研修と併せてコミュニケーションの研修も一緒に行うほうが、効果が高いと言われていることです。ですので、このいじめの研修を行っていただく場合も、「いじめはだめですよ」という内容の研修だけでなく、コミュニケーションを図る研修などと抱き合わせて研修していただいたら、効果が非常に高くなるのではないかと思います。

それで、この個別目標の「いじめの認知件数」ということについてです。ネットの中のいじめというのは、例えばLINEの中のいじめですと本当に見えてこないと思います。生徒に聞き取りをしたとしても、表面に表れてくる件数に対して解消したものを評価してもしようがないと思います。できれば、学校の目標としてはこういった研修をどのぐらい行ったかというもののほうがいいのではないかと思います。

それから、こういったときの目標値のところですが、いつも思うこととして、割合で表す場合、分母が分からないので実数が分からないと思います。分母をきちんと示していただけると納得される数字になると思います。

もう1つ、「学校スポーツの推進」というところで、これは一保護者としての意見になってしまっていますが、先ほど説明のあった「高校運動部の部活の加入率」というところです。今の小学校6年生からセンター試験がなくなって評価方法が変わっていくとニュース等で聞いていますが、そうすると、私たち保護者の中では、高校でみんな運動部に入らなくなるのではないかという話をしております。加入率が下がるのではないかと懸念されますが、そういったところをどういうふうに指導していくのか、どういうふうに大人が導いていくべきかというのも大きな問題だと思います。学業と運動が両立できるような仕組みを子どもたちに示してあげることも大切だと思います。

あと、高校の運動部の大会があるので仕方ないですが、家の子どもは吹奏楽部で結構頑張っていますが、運動部でないとだめなのかなという思いも湧いてきますので、その辺もうまく指導していただければと思います。

(西田委員)

このように重点取組方針として出ると、ここを推進して教育ビジョンに取り組んでいくものと思ってしまう。この3つの中でとても矛盾があると思います。例えば、「学校スポーツの推進」については、すべての子どもが運動に向いているわけではありませんが、全国大会での入賞者数を増やすとか、高校運動部活動の加入率を上げるとかといった目標を出してしまうと、運動部に入らなければならないということになりかねません。現状の運動部の問題は、勝つために手段を選ばないということや、中学校では受験と運動の狭間でみんなやっていることです。小学校までは外で遊びなさいと言っていて、中学になると勉強しなさいと言う。運動部に強制的に入らなければならない学校もあります。だけど、発達障がいのある大多数の子どもはすごく不器用で、運動部に入ると大体はベンチになりますし、どんなに頑張っても失敗します。そういう子どもが無理矢理に運動部に入って学校生活が楽しめるかという、そんなことはないです。

私の立場からは、「あなたは運動部に向いていないからほかを考えなさい」と言わなければなりません。それから、集団のスポーツがとても苦手で、陸上のマラソンだったら力を発揮できる子どももいます。だから、その人の良いところを伸ばすような教育だとすると、こういう数値目標で本当にいいのかと思います。

一方で「いじめのない安心できる学校」において、結果を期待したような数値目標を立てると、その中で弱い子ども、落ちこぼれる子どもに対するバッシングも出るでしょうし、できないことをだめだと思ってしまう。そうすると、子どもらしくとか人間らしくというところがなおざりにされてしまいます。そうすると、頑張って真面目にしている子どもは、ああいうふうにならないようにと思ってしまう。大人の価値観というのは子どもにすごく影響を与えるものです。だから、これをどうしたらもっといい数値目標にできるのだろうかと思っています。よくオリンピックの前に金メダルをいくつ獲得するかという目標が言われますが、オリンピック選手でさえつぶれる選手がいるわけですので、それが本当によかったのかなと思うことがあります。

私は人間として余裕があって楽しく生きられたらいいと基本的には思っていますので、それが保障されないような世の中は快適ではないと考えています。その中で頑張れる人は頑張ったらいいと思いますが、切り捨てられる人のいない社会になってほしいと思いますので、この辺は何かいい案がないかと思っています。

(沼口委員)

スポーツに関してですが、最近よく言われているのは、中学校の先生方の拘束時間が長いということです。文部科学大臣もおっしゃっていて、これをどうするのか。三重県がスポーツ、スポーツと言いますが、特に中学校の部活動には顧問の先生方が必要です。それから、部活動と言っても、それに付随していろいろな費用がかかります。部としても、いろいろな道具や水分補給のための器械などを買いますが、個人としても何かとお金がかかります。お金がかかるために部活動に参加できない子どもも結構います。その辺をどうするのかと思っていますが、そういうことへの手当もぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、人権教育や道徳教育もいいですが、例えば14歳からは刑法が適用されるということとか、大きなことを言うようですが、日本の教育の中で小中学生に対して法律の教育が全然なされていないと思います。こういったことは保護者が教えればいい、家庭教育の中に入っていることとは思いますが、学校でもいじめのことや道徳教育と一緒にぜひ法律のことも教

えていただきたい。そうすることによって、子どもたちは意外といろいろなものを吸収することができます。保護者が教えるのも当然でしょうけども、学校でも法律についての教育を進めていただかないと、自分がしていることの何が悪いのかということさえ自分で分からない状況では困ると思いますので、ぜひそれを推進していただきたいと思います。

(山川委員)

2点あります。1つ目として、「体力の向上と学校スポーツの推進」のところでは、先ほど西田委員がおっしゃったように、とにかく運動を課すための手段という形でやるのが向いている子どもと向いていない子どもがいると思います。高校総体が地元で開催されるとか国体があるとかということになると、どうしても県の面目というものもあると思いますし、全国に通用するレベルの子どもを育てたいということは当然あると思います。しかし、全国で競える子どもたちを育てるということと、子どもたちみんなが体を動かすことを楽しみながら体力をつけたり、将来的にスポーツ観戦を楽しんだりしてスポーツに親しむということは分けて考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

あと、2つ目として「誰もが安心できる学び場づくり」というところの全体目標の数値目標で、「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」とありますが、これをどのように評価し、どのように見ていくのかということについての考えを教えてくださいたいと思います。

(栗原部会長)

山川委員がおっしゃった最後の部分は、どなたか事務局のほうから回答願えますか。

(事務局：宮路教育改革推進監)

「誰もが安心できる学び場づくり」の全体目標の「学校生活に安心を感じている子どもの割合」というのは、毎年行っている学校満足度調査の中に「学校で安心できる」というような項目がありますので、その経年変化を見ていくという意味でも目標値を入れる方向で考え、このようにしております。

(山川委員)

学校満足度調査というのは、うちの子どもたちも毎年学校でやっているように聞いていますが、それを一つ見ただけで、「満足です」、「安心です」と言ってしまうといいのか。数値にすることが難しいものではないかという印象を持っています。多分難しいと思います。

(栗原部会長)

「特別支援教育の推進」に関しても、できれば何らかのご意見をいただければと思います。

中身的には先ほどの「特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案に書かれているものと違った新しいものが、この中に入っているわけではありません。基本線はそちらにあって、それをこういうシートの中に表現していただいたということです。目標はいろいろありますが、そこら辺はいかがですか。

(事務局：東特別支援教育課長)

特別支援教育に関わりましては、「特別支援教育推進基本計画（仮称）」の最終案の文言の一部をこちらに転記しているという内容ですので、新たにご議論いただく内容はないと思っています。

(西田委員)

自分たちが取り組んできたことがどうだったかと検証することも必要だと思います。

私たちの病院も、入院した子どもの保護者が満足しているか、外来にきた保護者が満足しているかというアンケートを毎年しています。入院のアンケートは、ある時期から取り始めたのですが、最初は満足している人と満足していない人に極端に差がありました。満足していない人は、治療において子どもがあまりよくなっていかなかったり、職員の接遇が悪かったりといったように具体的なことが結構書かれていました。このように指摘されると具体的に分かるので努力します。だから、私としては、この特別支援教育の目標も、「通常の学級」に在籍しながら特別支援教育の対象となっている子どもの保護者や、うちの子どもは発達障がいだから何とかしてほしいと言われた保護者に、子どもが小学校を卒業するとき、あるいは1年ごとにどうだったかというアンケートをしてみればどうかと思います。特別支援学校でも、卒業するときだけでなく、毎年実施しなければいけないと思います。そうすると、絶対、先生によって違った結果になると思います。そういうことが自分たちの問題として出てくると、それをどうするかという動きになるのではないのでしょうか。一部の先生は保護者にすごく感謝されるけど、早く先生が変わってほしいということもあると思います。でも、それは学校全体の責任だと思います。そういう格差のない教育を保障しなければいけないと思います。今は県職員でも評価がつく時代です。どう評価されているか、大学の先生も生徒から評価をもらっています。私は嫌だったのですが、それも要るかなと思っています。

講演会にしても、必ずアンケートをとって満足度を調べます。でも、それで変わるところがあるのなら、それはそれでプラスだと思うので、教育もそういう試みを実験校などで行ってはどうでしょうか。そこで満足度が上がってきたときに、学校全体の自信がついていくのではないかと思います。大変だとは思いますが、どうですか。

(栗原部会長)

自分たちのやっていることが、例えば、子どもや保護者、あるいは取り組んでいる自分たち自身から見てどうだったのかというあたりの振り返りをすることが大事ではないかと思います。それがまた次の方向づけにもつながっていくと思います。そういうことに関わるような数値目標ということも書いてありますが、数値目標で表現することが馴染まなければ、何らかの形で振り返りのようなことをしていくのが必要だろうという意味合いで捉えてよろしいですか。

(西田委員)

パーソナルカルテを利用している人からの評価もありませんし、それから、個別の指導計画についても、先生方に書いていただき私たちももらいますが、それがどうだったかという検証もありません。それがどうだったか取り上げられる場がないと私はいつも思っています。

(栗原部会長)

今、西田委員がおっしゃったことについて、例えば、私は特別支援学校だけしか分かりませんが、特別支援学校では学校関係者評価委員会というのがあります。学校では、毎年1回は保護者の方に、こういう点に関してはどうでしたかというようなアンケートにお答えいただき、それを数値化したものを学校関係者評価委員会に資料として出しています。これをもとにして、次はどのように改善していったらいいのかという、まさにPDCAサイクルにあたる取組を行っていると思います。そのあたりのところが、西田委員が今おっしゃった「振り返り」ということにつながっているかと思います。現実に行っているところだと思います。

(西田委員)

そういう資料があるのですか。

(栗原部会長)

学校では持っています。

(西田委員)

それを教育委員会が集めて、津市だったらどうか結果は出るのですか。

(栗原部会長)

その先のことは分かりませんが、県のほうにいろいろな形で報告はあるのでしょうか。

(事務局：東特別支援教育課長)

今のご質問に関してですが、それぞれの学校では、学校関係者評価委員会を設置し、外部の委員の意見を頂戴しながら学校長の経営方針についての方向性を確認したり、あるいは振り返りの際にアンケートをとったりする取組を行っております。特別支援学校については、高等学校も一緒ですが、事務局のほうで状況については把握しています。

したがって、今、西田委員がおっしゃったように、学校の教育の振り返りをする視点で、指標や結果の数字というものをもっと有効に活用しながら考えていく必要があると思っております。それについては貴重なご意見として、今後も学校との連携・協働を図っていくうえでの参考にしていきたいと思っております。

今、このシートの中では、直接関連はないと思っておりますが、ここに数字として置くということについては、もう少し事務局で検討、整理をさせていただければと思います。

(西田委員)

自分が病院の管理者をしているときに、そういう公の会議での意見と現場の意見が随分違うとき、それをどう酌み取っていくかを考えないと評価は上がらないものです。変わっていかないという不満はいくらでも潰せますし、本当にいい評価だけを取っていくだけでも評価できますが、不満の中に真実があると私は思うので、そういうものを拾っていく努力をしないと、本当にいい意味で変わらないと思っております。少し言い過ぎかもしれませんが、何かどこかで考えてほしいなと思っております。

(沼口委員)

要望ですが、教育現場の会議や職員会議は別ですが、学校評価に関する会議で出た数字や文言は全部ネットか何かに載せていただくと一番いいと思います。そうすると、そういったことを必要とする方々がいつでも見ることができて、自分なりに考えることができ先に進めると思いますが、できれば情報は全部開示していただきたいと思います。

(事務局：長谷川高校教育課長)

各県立学校については、三重県教育委員会のWebページに、こういう目標でこういう取組を行っていくという学校の経営方針を毎年載せております。また、それに基づいたPDCAサイクルの取組を学校関係者評価委員会で評価したまとめの報告書も、その回ごとの議論の内容はなかなか難しいと思いますが、載せさせていただいております。またご覧になっていただければと思います。

(栗原部会長)

そういうことですので、見ていただけるような状態になっているようです。

先を急ぐようで申し訳ないですが、今ご検討いただいている3つの重点取組についてですが、まだまだご意見もおありかと思いますが、このあたりで一区切りつけさせていただいてよろしいでしょうか。もし何かご意見等がありましたら事務局のほうにお寄せいただくという形で、ここで一区切りつけさせていただきたいと思います。

事務局のほうは、委員の皆様からいろいろなご意見やご要望が出てまいりましたので、そのあたりを踏まえて、検討いただきたいと思います。

それでは、ここで、休憩を取らせていただきたいと思います。

～ 休 憩 ～

(栗原部会長)

審議を再開します。それでは、次期三重県教育ビジョンの施策について、事務局から説明願います。

(事務局：宮路教育改革推進監)

資料の9ページをご覧ください。基本施策「豊かな心の育成」の施策「人権教育の推進」です。「めざす姿」は、「子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています」です。

「現状と課題」として、①三重県人権教育基本方針に基づき、総合的な教育として人権教育を進める必要があります。②学校において差別やいじめなどの人権問題が生じていることから、偏見や差別を見きわめる力、他者の痛みを共感的に受け止め、ともに解決しようとする力などを育成する必要があります。③子どもたちの人権感覚には、家庭や地域の影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携しながら人権意識を高める必要があります。④人権教育を組織的に展開するためには、すべての教職員の確かな人権感覚と指導力が求められています、ということをおげました。

「想定される主な取組」として、①三重県人権教育基本方針に則った教育活動の推進、②人権教育に関する指導内容の改善、③家庭・地域との連携 ④教職員の人権感覚や指導力の向上の4項目をあげています。

この施策の論点として、1つ目は「人権を守るための実践行動力」をどのように育成するか。2つ目は、個別的な人権問題についての理解・認識を深めるための取組をどのように構築するかということです。

続いて、10ページをご覧ください。「道徳教育の推進」です。

「めざす姿」として、「子どもたちが人権尊重・生命尊重の精神のもと、公共心や規範意識、人間関係を築く力、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身につけています」です。

「現状と課題」として、①近年、いじめ問題やネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しています。子どもたちの情報モラルや生命倫理を確立するため、道徳教育の充実が求められています。②子どもたちが社会を構成する一員としての生き方を学ぶ、シチズンシップ教育の視点や、多様性の尊重、他者との共生が求められるグローバル教育の視点からも道徳教育の役割が増えています。③「特別の教科 道徳（仮称）」が教育課程に位置づけられることを見据え、学校が組織として一体となった道徳教育を進めることが必要です。④子どもたちが生活のために必要な習慣を身に付けるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るうえでも、学校と家庭・地域との連携を図り、道徳教育を進めることが重要です。

「想定される主な取組」としては、①発達段階に応じた道徳教育の推進、②三重の特色を生かした道徳教育の展開、③道徳の教科化に向けた指導体制の充実、④家庭・地域との連携の推進の4項目をあげています。

「この施策の論点」としまして、子どもたちが、いじめ問題等、困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力や豊かな心を育成していくため、どのような取組が必要かということあげています。

続いて、11ページの「環境教育の推進」です。

「めざす姿」としまして、「子どもたちが、環境について地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえて行動し、持続可能な社会づくりの担い手となる力を身につけています」です。

「現状と課題」として、①健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系の保全などを図りながら、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築が求められています。②環境問題に積極的に取り組んでいく姿勢を示す人は多いものの、実際に地域の環境保全運動に参加している人は少なく、住民の意識が行動に結びついていない面があります。

「想定される主な取組」として、①環境に配慮した学校づくりと環境教育の推進、②環境問題を考える機会の充実という2項目をあげています。

「施策の論点」としましては、環境保全活動へ積極的に参加する生徒をどのように育てていくかということです。

12ページからは基本施策「健やかな体の育成」の施策で、「健康教育の充実」です。

「めざす姿」として、「子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけています」です。

「現状と課題」としまして、①家庭や社会の環境変化にともない、子どもたちの食事、運動、睡眠など基本的な生活習慣の確立が難しくなりつつあります。②急激な社会の変化の中で、性の問題行動や「危険ドラッグ」をはじめとする薬物乱用など、子どもたちを取り巻く様々な課題が顕在化しています。③アレルギー疾患のある子どもたちの割合が年々増加していることや、メンタルヘルスに課題を抱える子どもたちの増加など、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。④子どもたちが妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を身につけ、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できるよう、性に関する指導やライフプラン教育の推進が求められています。

「想定される主な取組」としまして、①健康教育の推進、②命の教育の推進、③保健指導の推進、④相談体制の充実の4項目をあげています。

この施策の論点としましては、子どもたちが自らの心身の健康課題について主体的に管理できるようにするためには、どのように取り組めばよいかということをあげました。

続いて、13ページをご覧ください。施策「食育の推進」です。

「めざす姿」としまして、「学校・家庭・地域が一体となって、食育に取り組み、子どもたちが、食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけています」です。

「現状と課題」としまして、①「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、朝食の摂取と学力・体力の相関が見られることから、さらなる朝食の摂取率の向上が求められています。②学校教育活動全体で取り組む食育の充実が求められています。③地域の食文化に対する理解を深めるためにも、学校給食では、地場産物の積極的な活用が求められています。④食物アレルギーのある子どもたちは、増加傾向にあり、より適切な対応が求められています。

「想定される主な取組」として、①学校教育活動全体での食に関する指導の充実、②家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等との連携強化、③学校給食の充実、④啓発活動の推進の4項目をあげています。

この「施策の論点」としまして、子どもたちが食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけるためにどのような取組が考えられるかということをあげました。

続いて、14ページです。ここからは、基本施策「安全で安心な教育環境づくり」の施策で、「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」です。

「めざす姿」としまして、「子どもたち一人ひとりの自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開することで、子どもたちに互いに尊重する心が育まれています」です。

「現状と課題」としまして、①小中学校の不登校児童生徒数は、中学校1年生で急増する傾向にあります。②複雑化・多様化する不登校の問題に対応するためには、途切れのない支援が必要であり、教育相談体制を充実させる必要があります。特に小学校の不登校や暴力行為等の問題行動の未然防止、小学校からの早期対応が必要です。③不登校や問題行動の背景に貧困をはじめとした家庭環境があると考えられるため、スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的な支援を行う必要があります。④すべての子どもたちにとって居心地の良い集団づくりを行うために、生活習慣や学習規律等を身につけさせる必要があります。⑤子どもや保護者に適切な支援ができるよう、教職員の教育相談に関する資質の向上を図る必要があります。⑥地域の教育支援センターは、不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行うため、指導員の教育相談に関する資質の向上を図る必要があります。⑦子どもが抱える不安や悩みの解決に向けて、学校だけでは対応が困

難な事例に対して、総合教育センターで教育相談を提供する必要があります。

「想定される主な取組」としまして、①魅力ある学校・学級づくり、②学校内外の教育相談・支援体制の充実、③関係機関との連携の3項目をあげました。

「施策の論点」としましては、居心地の良い学校・学級づくりのために、どのような取組が有効かです。

続いて、16ページは施策「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」です。

「めざす姿」として、「子どもたちが、自分の興味・関心や適性に応じて選択した高等学校で、意欲をもって学習活動を行い、社会に参画していく力を身につけています」です。

「現状と課題」としまして、①本県では、ほとんどの子どもたちが高等学校に進学している状況がある中で、高等学校に進学する目的意識が高まらないまま学校生活や学業にうまく適応できずに中途退学に至る生徒がいます。②中途退学者数は減少傾向にありますが、学習の遅れが原因で中途退学する生徒がいることから、学力等に係る課題を共有する高等学校が連携して効果的な対応ができるよう高等学校間のネットワークづくりを一層進める必要があります。③中学生が自分の興味・関心や適性に応じて主体的に学校を選択することができるよう、中学校からの進路指導や情報発信の取組をより一層充実する必要があります。④社会の急激な変化や生徒・保護者のニーズが多様化していることから、高校教育の一層の特色化・魅力化に取り組む必要があります。⑤学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対しては、転入学や編入学制度の活用や関係機関と連携した適切な支援をしていく必要があります。

「想定される主な取組」として、①中学生の主体的な学校選択を促す取組、②学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化、③中学校との連携の充実、④スクールカウンセラー等の活用による組織的な教育相談体制の一層の充実、⑤多様な家庭の背景を持つ生徒への支援、⑥中途退学の未然防止と中途退学者への支援です。

この施策の論点としては、中学生や保護者が主体的な学校選択を行うためにどのように取り組んでいくかということをお答えしました。

(栗原部会長)

それでは、あと1時間弱ですが、できるだけたくさんのご意見をいただければありがたいと思います。

今、資料を基にして事務局から説明がありました。ここに書いてある記述について、これでいいか、あるいはこういうことを付け加えたらいいのではないかということ、また、施策の論点に関してもご意見などありましたらお聞かせください。どの施策についてからでも結構です。

(東委員)

16ページの「高校生の学びの継続」という施策について、特に感じたことです。この施策は高校教育課が担当課になっていて、高校生に視点を当てた中途退学への対応ということで書かれたかと思いますが、これは高校だけの問題ではなく、生涯学び続けるという中での高校選択であり、小中学校の段階から、子どもたちが自分の好きなことや得意なこと、もっと調べたいことなどを日々の授業の中で開拓していくということが、高校を選択し、学び続けるということにつながっていくと思います。もちろん、ここに書かれている「中学校からの進路指導や情報発信」は大事なことでありますが、それと同時に、小中学校の段階で、自分の興味・関心、得意分野、

もっと調べたいこと、自分にはこんな特技があるということに気づかせる授業づくりが将来の進路指導につながっていくと感じています。今の記述では、小中学校の役割の記述が薄いと感じました。

また、10ページの「道德教育の推進」の施策の「想定される主な取組」の④に、「私たちの道德」の家庭・地域での活用というのがあげられていますが、どういう取組を考えているのかということです。小中学校では、県からこの教材については必ず家に持ち帰るということで、家での活用について市でもしっかり指導していますが、今の子どもたちや家庭の実態からすると、教材を家に持ち帰って家族で読むとか、あるいは保護者がそれを見て話をするとかはなかなか難しいと思います。道德用教材の家庭や地域での活用を具体的な取組としているのですが、どういふふうに活用するのかイメージしにくいところがあります。

私が考える「活用」は、例えば、授業参観で「私たちの道德」を使って保護者も交えて共に考えとかということですが、家に持ち帰ってそのことを話題にして何かするということは、現実的でないような気がしています。

(西田委員)

今、高校は説明会を開催したり、体験入学の機会を何回か設けたりして、選ばれる学校としての意識がすごく広がってきたと思います。私が子どもを育てているときは、県立高校はあまり選択肢がなくて、成績で決められてしまうようなところがありましたので、それはすごくいいことだと思います。

一番難しいのが中学校です。中学校では、学力や家庭状況の異なる子どもたちが学んでいます。子どもたちの心が一番揺らぐときに、どう次につなげていくかがとても難しいことですが、発達障がいや情緒的にダウンした子どもを見ていると、その子どもたちがつまずいたところから選べる場所が多くあって、また、本人の気持ちで選べるような家族の協力関係があると、結構子どもたちは立ち直ります。不登校になっている子どももそうです。

今、三重県では、不登校になった子どもが市町の適応指導教室に出席すると学校も出席扱いになりますし、また、学校に戻ってくることもできますし、高校を受けることもできます。昔はできませんでしたが、今では、特別な事情があったら転校もできるようになりました。特別な事情で転校したら、子どもたちは立ち直るチャンスもあります。これは人間関係をリセットできるというメリットだと思います。

中学生は、自分の家族に対して一番批判的になる時期でもあります。家族に対して反発する子どもたちが救われていくのは、中学校でいい先生に出会い、その先生が子どものいいところを見つけてくれることで、保護者を乗り越えるようになる場合です。そういう意味で、中学校の教育をどうしていくかがとても大事です。

子どもが少なくなれば、学校が統合されてマンモス校になることもあります。中学校の先生たちと話をすると、マンモス校ほど大変です。小規模校のほうが子どもたちは割と落ち着いているような気がします。中学校1年生で不登校になる子が結構多く、そのときの揺らぎは、小学校から中学校に進んだときのどうしていいか分からない人間関係に由来しています。そうすると、小中一貫校というのはやはり大切かとも思います。

中学校の教育について、もう少ししっかり具体的な取組を考えていくことが大切だと思います。中学校に一日も行かなくても、高校生になったら元気になっている子がいますし、一回自分で選

んだところに自分でうまく適応できなかつたら、また受け直したり編入したりして元気になっていく子がたくさんいますので、その辺は自分が選択できるようになるといいのではないかと思います。

(佐藤委員)

今の不登校の子どもは、学校には来ていなくてもネット上には姿を現して、夜中までずっといるということもあるようです。「健やかな体の育成」ということにも関係することですが、私は、不登校の子どもやいじめ等で悩んでいる子どもの声をどういうふうに拾ったらいいのかといつも考えています。ネット上で相談できる窓口があるということが、今の子どもたちにとっては一番相談しやすい形なのではないかと思います。ネット上で相談することによって本音を聞いたり、不登校の子と実際に向き合って話をしたりすることができるのではないかと思います。

施策「健康教育の充実」の論点で、「子どもたちが自ら心身の健康課題について主体的に管理できるようにするためには、どのように取り組めば良いか」とあります。一昔前ならネット依存は、限られた子どもの話だったと思いますが、新聞報道で、四日市市が行った調査の結果を見ましたが、今はスマートフォン依存になってしまっている子どもがかなりたくさんいるということです。依存となってしまうと、素人で治せるものではないということで、今、東京では、スマートフォン依存症外来が大人気になっているということです。そういったところが三重県にはあるのかと探してみましたが、まだないと思います。教育委員会がつくるというものではないと思いますが、そういった窓口も必要になってくるのではないかと思います。保護者がいくら「やめなさい」と言ってスマートフォンを取り上げても、依存というところまでいってしまうと素人では本当に治せないということがあると思いますので、そういった対応もどこかでしていかなければならないと思います。

また、施策「食育の推進」についてですが、朝食を食べるようにするということですが、特に女子中学生、高校生はダイエットに興味があって、ダイエットしなければという意識からご飯を食べないということが多くあるように思います。ですので、授業の中でダイエットに関する正しい知識、どうやったら痩せるかではなく、ダイエットはどういった状況になったら本当にしなければならないのかということを知って、「あなたはダイエットする必要がない」ということをいっていく必要があると思います。それでも、女子生徒にとっては、気になることだろうとは思いますが。

(小野委員)

10ページの施策「道徳教育の推進」についてです。県立高等学校校長会の役員会で高校教育課からもこういう話を聞いていますが、少し疑問に思っているところがありますので、教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

私は、小・中・高等学校が一体となって道徳教育を推進すべきと思っています。ある意味では、三重県の目玉的な施策の一つに位置づけてやっていただきたいと思います。

その中で、道徳教育と人権教育の関係性をどう整理していくか。規範意識というものもあります。今までは、人権・同和教育の中で、個々の児童生徒の置かれた家庭環境や背景を考えながら人権教育を推進してきました。そうした人権教育を実践してきた教員がほとんどです。個々の家庭環境や背景などを考えながらやってきた教育からすると、共通するところもありますが、相反

するような面もあります。そこを道徳教育と人権教育の関係性も含め、小中学校教育課や人権教育課、高校教育課が、どう整理されているかお聞きしたいと思います。

繰り返しになりますが、道徳教育と人権教育は共通性もありますが、相反する部分も実際あります。今まで人権・同和教育を長く推進してきた教員が多くいます。50歳代の教員が40%近くいるわけです。そんな中で、学校全体で進めていく必要がある道徳教育を、まず校長の腹にすくとんと落ちるような整理をして、校長がリーダーシップをとって教員のマネジメントをしながら推進していく。そして組織が動き、前進する。そのためにも、その辺をきちんと理論的に整理をしておいたほうが良いということです。

私だけではなく他の校長でも、教育委員会としてその点をどのように整理するのかという声があがっています。今後の道徳教育の推進のために必要なことですので、その辺を理論的に整理し、各学校へ説明していくことが必要です。

(事務局：長谷川高校教育課長)

ご指摘いただいたように、人権教育と道徳教育をどのように線引きするかというのはかなり難しい話で、文部科学省で道徳教育の研修会等があると、その中でもテーマとして出てくる内容です。

研修会で大学の先生がおっしゃっていた一つの考え方として、「人権教育は解決しなければならないことである。」これに対し、道徳教育は『これが応え』というものはないが、そこへ目指して我々は教育を行っていかねばいけないものである。」という説明がなされたことがあります。三重県の高等学校や小中学校、特別支援学校の中で、その関係性についてどのように考えていくかという部分については、今後、検討すべきとの認識は持っています。

また、道徳教育は、人間尊重の精神ということですので、人間だけではなく、生命を持つすべてのものに対して畏敬の念を持つものであり、また、人権教育には含まれないかもしれませんが、マナーや挨拶などの部分まで広く捉えるのが道徳教育であると捉えております。

(小野委員)

言われていることはよく分かります。さらに精度の高い整理の仕方をお願いしたいと思います。また、これから具体化されると思いますが、「想定される主な取組」の中で、「高等学校における道徳教育の全体計画の充実化」と書かれています。今、人権教育でもそういうものをつくっているので、それとの整合性も図るようお願いします。

(沼口委員)

次期ビジョンには多くの施策がありますが、それらの取組について、保護者の家庭教育の役割は非常に大きいと思います。また、学校を社会全体で支えなければいけないような状況で、学校を応援する社会人、保護者を増やすことが大事だろうと思います。

鈴鹿市では、小中学校すべてに学校運営協議会があると聞いていますが、津市では南ヶ丘小学校と朝陽中学校の2校しかありません。学校の教育について応援していただく社会人を増やすというのは大事だろうと思うので、そういった学校運営協議会のようなことを全県的に進めていってはどうかと思います。それと同時に、PTAの活性化も課題だと思います。こういった課題について保護者が話をすることが大事なのであって、会議や小さな集まりで話すことが大事だと私

は思います。できれば、学校運営協議会の設置を進めていくことを数値目標にさせていただきたい
と思います。

それから、不登校については、不登校の定義をはっきりして、デジタル化をして県民の皆様を知っ
ていただくことが必要だろうと思います。ある中学校の校長先生に、「不登校の生徒は何人です
か」「不登校気味の生徒は何人いるのですか」と聞きましたが、不登校や不登校気味ということ
について、私と校長先生の認識が違うようなことがあります。不登校の定義を決めて、デジタルし
ていただいて、それを一つの目標にして教育ができればいいと思います。

(事務局：田淵生徒指導課長)

不登校については、国において毎年5月1日に行われます学校基本調査及び年度末に行われま
す問題行動等調査におきまして、4月～3月の1年間の中で連続的、もしくは断続的に30日
以上の欠席をもって不登校とするという国の定義があります。三重県においてもその定義に従っ
ていますので、国の考えと三重県の考えが違うということは基本的にありません。不登校気味とい
うのは、30日には達していないものの、例えば10日とか15日とか日数は曖昧ですが、ある
程度欠席が続く等の状況で、不登校の定義には当てはまらないけれども、不登校気味であるとい
うことで、各学校で取り組んでいただいていると理解しています。

(沼口委員)

その理解が古いと思います。過去の通達で、1日でも休んで、それが不登校だと先生が思っ
たら、不登校でいいという解釈があったと聞いています。校長先生が「不登校」ということを口
に出したときには、一般の保護者は、1日でも学校に行かなければ不登校と思っています。

(栗原部会長)

西田委員、医療の現場で何か思うことありますか。

(西田委員)

不登校に関しては、沼口委員がおっしゃったように、子どもの状態をどう捉えるか、きちんと
統計的・客観的に見る必要があると思います。支援する側は、子どもが1日休んだら、学校に
行きたくないという気持ちを酌む必要があるということだと思います。

ただ、不登校などの裏に、人とつながりたいけどつながれなくて孤立する子どもたちがいます。
そういう子どもたちの背景にあるのが、家庭の不安定です。貧困や一人親家庭であるとか、保護
者が再婚同士だとかという問題がとても大きくて、その支援をするのは学校だけでは難しいと思
います。そのような子どもの背景に家庭の問題があることを一番早く気づくのは学校の先生です。
担任の先生のアンテナ次第です。ただ、先生や学校がその家族を支えきれないというわけではない
ので、福祉との連携が必要になるということです。

私たちも、医療と教育と福祉と司法とで検討会をしています。みんなが集まると、結局、そ
ういう家庭の困り感に誰が関わるかが問題になります。子どもは自分の家の困り感をなかなか言
えないので、担任の先生がいかにそれに気づき、市町の子育て支援関係部局と連携してうまく支
援ができると、子ども自身は家族の孤立感に悩まなくてよくなると思います。

そういう意味で市町の子育て支援関係部局は、とても重要な役割を果たしていますし、市町は

結構情報を持っています。職員は、保育所時代から家庭を見てきていて、家族の揺らぎも結構知っているのですが、スクールソーシャルワーカーと連携できると、もう少し家族の支援ができるかといったことも思っています。

(沼口委員)

今、西田委員が言われたようなことを含めて、学校運営協議会のようなものがあれば、いろいろな話が保護者を通じて解決の方向へ、あるいは、その話題を出すことによって学校の環境も良くなるのではないかと思います。

(山川委員)

環境教育のところですが、ごみの問題であるとか自然とか温暖化とかいったことは、小さいうちから学んでいくほうがいいのではないかと思います。高校教育課が主担当なので高校でということなのかもしれませんが、小さいうちからというのを、どこかに入れていただくといいのではないかと思います。

それと、環境といったときに、自然環境以外にも周辺の社会環境とかネット環境とかいろいろなことがあると思います。地域という意味での環境ということを見ると、さきほど沼口委員がおっしゃったように、学校を応援してもらえるような、地域と学校をうまくつないでいくこともすごく大切なことだと思います。特に、道徳とか社会を構成する一員という視点を持つと思うと、学校というと同じ年代の子どもばかりが集まっている閉じられた社会で、ある意味では保護者の価値観のもとに育てているというだけではなくて、いろいろな大人の人やいろいろな年代の人、いろいろな考え方の人がいるということを知っていくことは非常にいいことだと思います。先生方の負担が増えて大変だろうと思いますが、なるべく地域との交流を増やしていくということも、どこかに視点としては持っていていただければいいのではないかと思います。

少し視点は違ってテレビで見たことですが、特に都会では新しく保育所をつくりたくても、地域住民からうるさいからつくらないでほしいというような苦情があるとのことでした。そういう状況の中でつくる時点から地域の方との話し合いを重ねるとともに、地域の人にどんどん保育所に来てもらうなどの交流を進めることで、自分たちが知っている子どもだと思いうるさくなくなっていくというか、そういう形でうまく運営しているところもあるというような話がありました。

最近、小学校でも運動会の練習の音がうるさいとか、マラソン大会の練習をするのにも危ないところがあるけど、そこを見てももらえる人がいないからマラソン大会ができないという話も聞きます。そういうことも、地域の人たちがよその子どもとして見ているのではなく、私たちが知っている子どもとっていただけるようになると、関係が生まれ変わるのではないかと思います。そういうことも豊かな心を育てるのに大事なことだと思います。

(佐藤委員)

今、山川委員がおっしゃったことに深くうなずいていたのですが、地域は本当に大事だと思います。例えば、子育て支援とかの活動に、自分の子どもが小さいときは熱心だった人も、10年経つと、その活動から抜けているわけです。PTAもそうですが、時期が来ると終わりになって、やらなければならないことがまた出てきて、そこへの関心が薄れてくると思います。

ただ、地域ということになれば、自分がずっとそこに住んでいる限りは関わりのあることなので、地域の子どもたちやお年寄りや地域の何かということであれば協力できること、協力したいことというのがあると思います。毎日自分たちが住んでいて、一番影響のあるところなので、学校と地域とどんどん連携を図っていくのはとても大切なことだと改めて思いました。

(東委員)

学校スポーツの充実に関して、小中学校の部活動の立場からいろいろ感じるがあります。

今の競技力の下支えになっているのは、小中学校の部活動から発展して、高校の運動部活動ということだと思います。しかし、中学校の部活動の状況というのを、そろそろ思い切って制度的に変える英断を誰かがどこかで下さないと、今の中学校が世界一忙しいという教育現場の実態は変わっていかないのではないかと強く思っています。

中学校の先生たちの実態は、中には自分は部活動をやりたいので教員になったという先生もいますが、それを横へ置いておいたとしても、全く知らない競技の顧問になるとか、土曜日、日曜日も出勤して子どもたちの指導をする、あるいは保護者から「前の先生はもっと熱心にやってくれたのに、なんでやってくれないの」とか言われるなど、そういった実態のある中で、中学校の部活動が行われています。ここをなんとか大きく変えていかないと、先生たちが自分自身の生涯の生き方について考える機会を奪っていることにもなっていますし、私は大きな課題であると考えます。どこをどうしていけばいいのかというのは、なかなか難しいところではありますが、そこはみんなで知恵を出し合いながら、そろそろ英断をしていく時期に来ているのではないかと思います。そうでないと、今の勤務時間の短縮についてもまだまだ課題が残っていくのではないかという気がしています。

(栗原部会長)

もう少しだけ時間があります。もう少しこのところという部分がありましたらご意見を願います。あるいは、事務局のほうで、今までの意見に対して、何かコメントなどあればお願いします。

(事務局：山口学習支援担当次長)

道徳について、家庭での「私たちの道徳」の使い方が具体的にイメージしにくいというご指摘がありました。それについては、三重県内でもそうですし、全国的にも指摘のあるところでした。そういう声を受けまして、昨年末に文部科学省から具体的な指導事例や活用事例が示されました。三重県においても、年内いっぱい各市町、学校へ周知させていただいたところです。2月には、事務レベルで市町等教育委員会の担当者を対象とした道徳の関係会議を予定していますので、そういう中でも活用方法等について分かりやすく共有していきたいと思っております。また、各学校における道徳教育推進教師の方に期待しているところでもあります。

「私たちの道徳」は、前の「心のノート」に比べると、読み物もコラム的なものも増えて、家庭で話し合ったり、子どもや保護者が書き込みしたりする部分が充実しています。今後、さらに効果的に活用していけるよう、県でも考えていきたいと思っております。

(栗原部会長)

ほかにいかがでしょう。もう少し時間がとれますので、事務局でこのあたりもご意見がほしいというところがありますか。

(事務局：宮路教育改革推進監)

今までの審議で、「食育の推進」についてはご意見をいただけていないと思います。何かお気づきのところがあればご意見をいただけたらと思います。

(佐藤委員)

食物アレルギーについてですが、小学生ぐらいだと、アレルギーがあるから食べられないということ周りの子どもたちがよく分からなくて、「あの子だけどうしてなの」となることがあるようです。世の中には、食物アレルギーというのがあって、何でも食べられる子どもと食べられないものがある子どもがいて、それは別に特別扱いではないというようなことを教育の中に入れていただくといいと思います。

実際、人生の中のどこで食物アレルギーのある人と出会うか分かりません。間違っ食べられない食べ物を出してしまうと、命の危険が伴いますので、知識として子どもが知ることは大事なことだと思います。

私たちが子どもの頃はあまり言われていなかったのですが、今になっていろいろな情報を見聞きして、食物アレルギーは本当に怖いことだと知った次第ですが、知らないで「好き嫌いをしている」と思ってしまうこともあると思いますので、何かよい教材があればいいと思います。

(山川委員)

子どもたちに体にいいものを食べさせようと思うと、食事をつくるのに時間がかかります。働く保護者が増えたときに、そういうところは解決しないといけませんが、解決が困難なところだろうと思います。そういう家庭は給食頼みというところがどうしても出てくるので、給食にはとても期待しています。

アレルギーに関しては、アナフィラキシーショックを避けるためのエピペン（アドレナリン自己注射）を本人が持っていたり、学校の先生に預けていたりということはかなり進んできています。昔はエピペンというものはなかったので、大変だったところがあると思います。事故については、学校と家との間で情報の確認がきちんとできていれば、かなり防げると思います。

ダイエットに関してですが、最近はファッションが非常に重視されるようで、過度のダイエットにより急に体重が減ってしまうと月経がなくなってしまう、大人になってから子どもが産めなくて困っている人もたくさんいます。そういうことを子どもたちは知らないと思います。将来、子どもを産みたいと思っても、無理なダイエットをするとそれができないこともあるという情報を、脅かすのではなく正しい情報として、保健の授業などで伝えていただけたらと思います。

(栗原部会長)

以前の部会でも、例えば絵本の読み聞かせとかは、子どもとのコミュニケーションの機会としてもすごく大事で、想像力などを養うことにもなるという話がありました。今の話とも関連して、例えば食物アレルギーについても、絵本などでどうして食べられないのか、そういう子どもたち

にどう接していくといいのかということ、幼児向けに分かりやすく紹介した教材があるのではないかと思います。そういうものを活用して、幼稚園や家で読み聞かせをすとか、もう少し内容が深まった形で小学校・中学校で学習するというのもよいのではないかと思います。子どもたちが食物に対していろいろな知識や関心を持ち、また、食物を介していろいろな人とつながっていくという意味でも大事な事かと思ひます。

(山川委員)

三重県においては、三重病院がアレルギーについて中心的な役割を担っていて、三重病院のアレルギーの専門の先生方は全国的にもかなり高いレベルです。三重病院と連携することにより、いろいろな情報を得ることができると思ひます。アレルギーを診ている医師も、いろいろな市町の教育委員会や学校へ招かれて、教員向けに話をしていると思ひますが、子ども向けに話をしているかという、そこまでの時間は取れてないのではないかと思ひます。ただ、全国的にアレルギー疾患自体が増えているので、子どもに分かりやすい教材は、おそらくいくつもあると思ひます。

(栗原部会長)

食物アレルギーという課題が学校の中で話題にされるようになってきた時期というのは、15年ぐらい前かという気がします。そういう立場に自分がいたときに、今度入学してくる子には、食物アレルギーがあるので、給食に関してこういうことを十分に留意してほしいというような話があり、いろいろと対応したことがあります。この課題は、本人や保護者はもちろん、みんなで考えていかなければいけないことだと改めて感じた記憶がよみがえってきました。

(沼口委員)

食育に関して、「弁当の日」をつくるのが一番いいと思ひます。子どもらが自分で弁当をつくって食べる。外国には弁当という習慣がないかもしれませんが、日本ではおそらくいいと思ひます。これは、親子の会話の機会にもなりますし、自分で食材を買いに行つて物の値段を知つたり、地域がどんなものかというのもよく分かつたりします。子どもたちは、食卓に座ると自然に食べ物が出るものだと思ひていますので、親子の会話から始まって、地域の実情や食べ物のありがたみなどいろいろなことが分かります。

鈴鹿市では、「弁当の日」を年に何日か取り入れている学校もあります。三重県PTA連合会でも2月8日に研修会をする予定です。PTAも食育に関しては積極的に推進していきたいと思ひています。できれば、「弁当の日」を県で設けて、全県的に行っていくといいと思ひます。

(栗原部会長)

終了の時刻となりました。委員の皆様からいろいろいただいたご意見、あるいは提言などに関しては、事務局において今後の計画の中に十分生かしていただくような形で進めていただければと思ひます。委員の皆様、本日は、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。進行を事務局に返します。

(事務局：宮路教育改革推進監)

栗原部会長、進行ありがとうございました。また、委員の皆様、3時間という長時間にわたってご審議いただき、ありがとうございました。

若干連絡をさせていただきます。前半の「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」について、追加のご意見等があれば事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。部会長と相談、検討させていただきたいと思います。

また、次回については、全体会を2月4日13時15分からプラザ洞津にて開催させていただきます。後日、正式に開催案内を送付させていただきます。今年度最後の推進会議となりますので、ご出席をよろしく申し上げます。

これをもちまして、三重県教育改革推進会議第2回第2部会を閉会します。ありがとうございました。